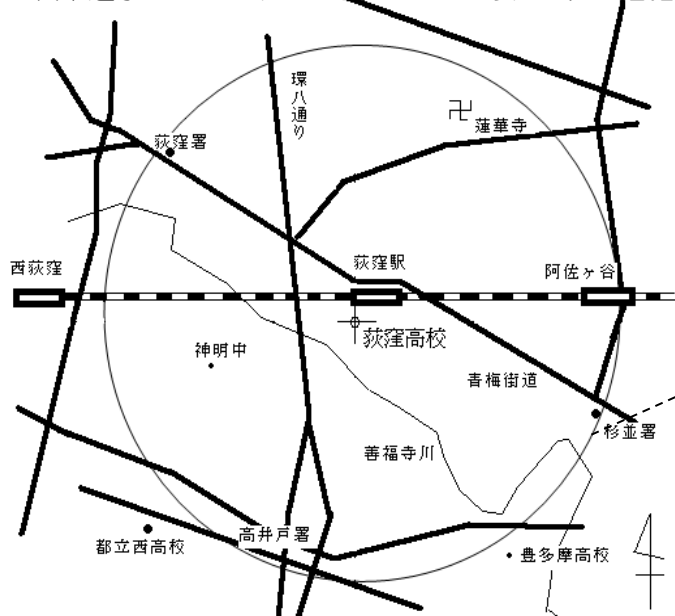


自転車による通学について

- (1) 最寄駅から学校までの距離が1.5 km以上の生徒に自転車通学を許可します。
- (2) 使用する自転車には防犯登録を済ませておいてください。
- (3) 事故に備えて自転車損害賠償保険に加入してください。また、安全のためヘルメットの着用もお願いします。自転車用ヘルメット（SG マーク、JCF 公認/推奨マーク、CE マーク、CPSC 規格のいずれかに該当）を持っていない場合は、必ず購入をお願いします。（令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され、本校では着用をお願いしています。）
- (4) 登下校に使用する自転車は許可を得てステッカー（有料です。個人負担で積立金から引き落としさせていただきます）の貼ってあるものに限りです。
※ステッカーを受取るには、防犯登録、保険加入、ヘルメット保有が必要になります。
- (5) 定められた駐輪場所に置いてください。
- (6) 自宅から駅まで自転車を利用する場合の申請は必要ありません。保護者の判断をお願いします。
- (7) 学校周辺駅から自転車で通学する場合は、駅での駐輪場を確保し、その証明書と理由書を添えて、申請してください。

※自転車通学についてわからないことがあれば、生活指導部までおたずねください。



原則として円の内側（学校を中心として1.5km以内）から通学する生徒は、自転車による登校はできません。

左図は概略図です。詳しくは生活指導部におたずねください。

本校では生徒の自動車・バイク等（例 電動キックボード、ペダル付き電動バイク）による登校・下校は認めていません。また、これらに乗せてもらった登校・下校も認めていません。

○自転車通学許可までの流れ（新入生の場合）

① 合格者書類提出日に別紙「自転車通学許可願」に必要事項を記入の上、提出する。



② 新入生招集日に、自転車用のヘルメット（SG マーク、JCF 公認/推奨マーク、CE マーク、CPSC 規格のいずれかに該当）を生活指導部の教員へ見せる。



③ 入学式に、自転車通学を許可した証明となるステッカーを配布する。
※ステッカーが配布された翌日から自転車通学することができます。

※1 ステッカーが配布されるまでは自転車通学をすることができません。

※2 上記①と②は合格者書類提出日や新入生招集日以降も受け付けています。

以上、ルールを守って自転車を利用してください。ルールが守れない場合は自転車の撤去や自転車通学を禁止します。